

律令国家の機構と諸制度(1)

[ヤマト政権と律令国家の違い]

()年、()天皇の時代に大宝律令が施行されたことで、日本は律令を国家統治の基本法典とする「律令国家」へと成長した。公地公民制に基づいた中央集権的な体制の確立に伴い、政府の在り方や人民統治の方法にも変化が起こる。

〈 ヤマト政権 〉	〈 律令国家 〉
<ul style="list-style-type: none"> ・()を中心とした、畿内有力豪族の連合政権 ↳ 畿内有力豪族によって共立された盟主 ・ “ ” & 地方分権 ・()：政治的・経済的に自立した基盤を持つ 世襲制 私有地 私有民 ・天皇が政治を行う場である()が成立 ・()：地方の有力豪族が就任した 	<ul style="list-style-type: none"> ・()を中心とした中央集権国家 ↳ 専制君主で絶対的な権力を持つ ・ “ ” & 中央集権 ・()：政治的・経済的に国家に依存 位階制による 公地公民制により 貴族の官人化 土地と人民を失う ・宮の近くに、人々の住む()が成立 ・()：地方の有力豪族が就任した

[律令法典整備の変遷]

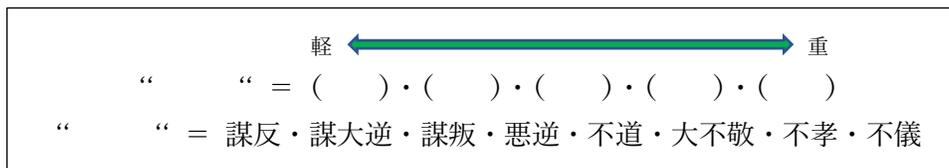
668?	()朝	「 」：日本初の令か？
()	()朝	「 」：()天皇が編纂を開始。
()	()朝	「 」：日本初の律令。「律令国家」が完成。 編者は()と()
()	()朝	「 」：大宝律令を一部修正・改正した律令。 編者は()。 施行は()年()政権

律令法典は以上のように、順に整備が行われた。中央集権的な律令国家を支える制度を規定したのが「律」「令」「格」「式」である。(飛鳥時代③『壬申の乱と中央集権国家の成立』に同じ)

律：刑法 令：行政法,民法などを含む一般法
格：律,令の追加法 式：律,令,格の施行細則

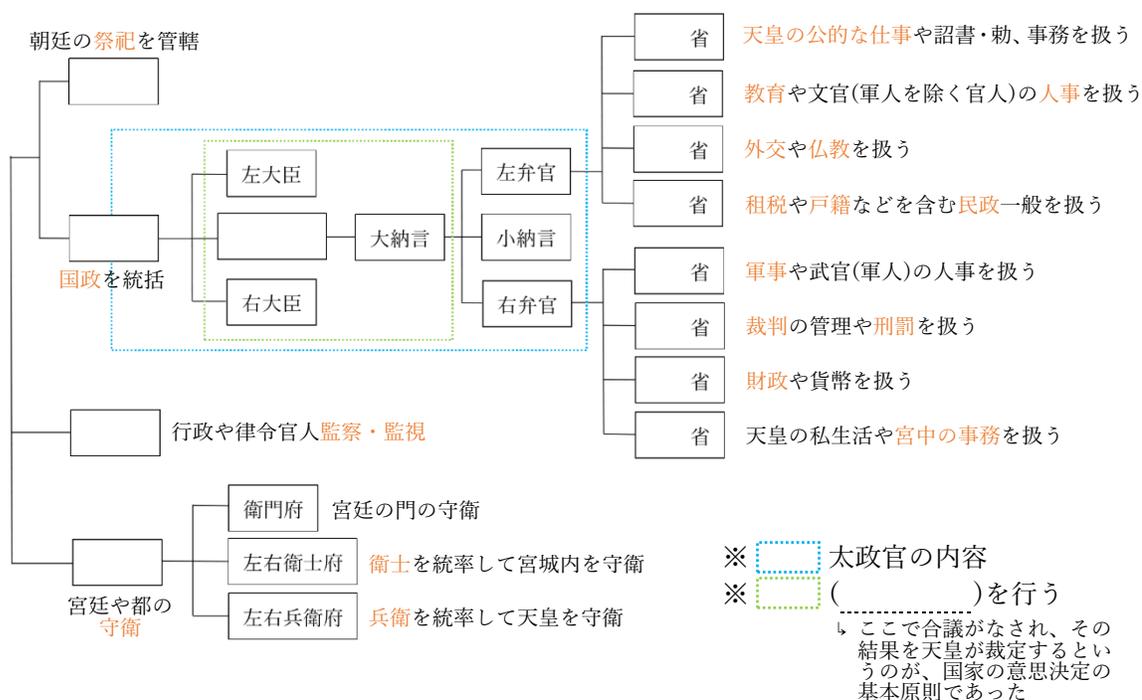
刑法である「律」では、儒教の教えに反する行為をあげて、各々に対する刑罰を定めており、これを総称して “ ” と表現する。また、天皇・国家・尊属に対する重罪は “ ” とよばれ、誰であっても減刑されることはなかった。





[律令体制下の政治機構]

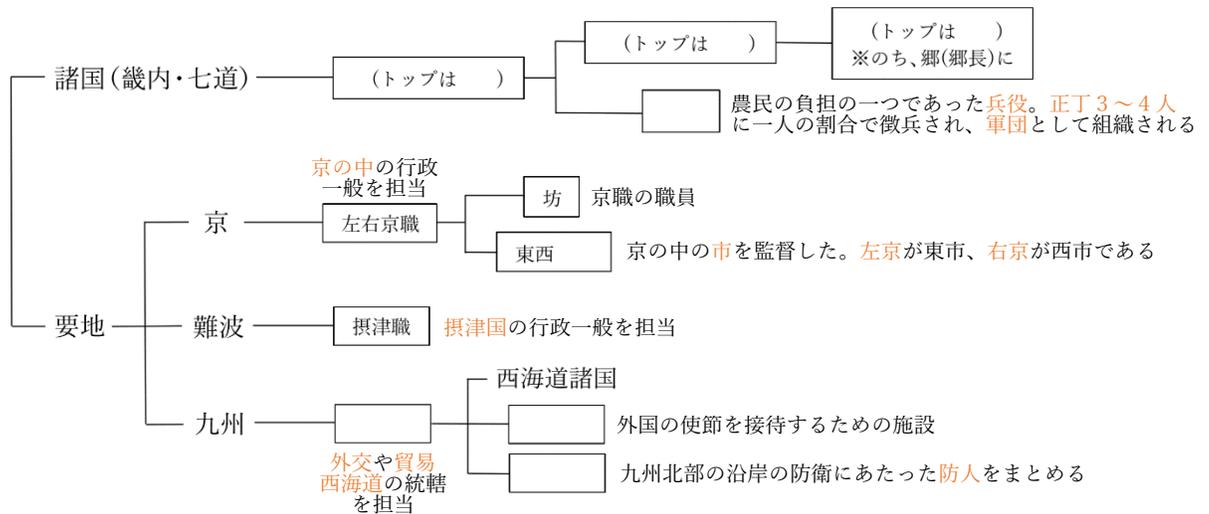
○中央の官制“二官八省一台五衛府“



律令体制下における中央官制は、俗に「二官八省一台五衛府」とよばれる。()と()が二官を構成しており、それぞれ神事と国政を扱っている。並列されてはいるが、内容的には後者の方が圧倒的に強い権限を持っている。太政官の中で一番地位が高いのは()であるが、この地位は“ “とも呼ばれ、適任者がいなければ欠員してよいという規定があった。常置のトップは(左・右)大臣であり、次に(左・右)大臣、大納言、さらに事務局である小納言・左弁官・右弁官が続く。左弁官・右弁官は各々4つの省を統括しており、それぞれの省ごとに異なった役割を担った。さらに行政や官吏の監察を行う()に加え、宮廷や都を守る()が設置された。

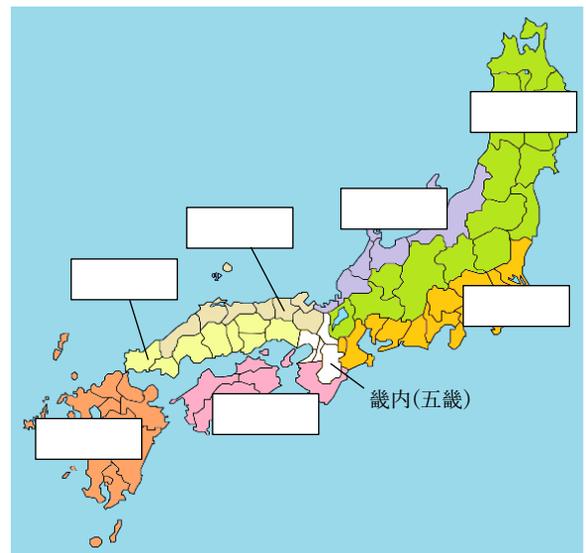


○地方の官制



畿内：(国)、(国)、(国)、(国)、(国 [のち 国に])
 七道：(道)、(道)、(道)、(道)、(道)、(道)、(道)
 三関：東山道美濃国 (関)、東海道伊勢国 (関)、北陸道越前国 (関)

地方行政の基本的な区画は () であり、各国は“畿内・七道“ のどこかに属す。畿内は都を中心とした特別行政区であり、上に述べたように5か国から構成されることから“五畿“と表現されることもある。七道は畿内を除いた地方行政区画のことである。畿内から放射状に延びた7つの官道の名前であるとともに、その周辺の地域のこのことも指している。() に関しては中央ではなく () が管轄していた。中国や朝鮮と外交を行う重要な場であった大宰府と京を繋いでいた () が、七道の中で一番重要視されていたと考えられている。なお、政変の際に京から東国へ逃げ出そうとする人物を捕らえるなどといった目的で、東山道・東海道・北陸道には関所が設けられ、“ ”と総称された。(のちに、愛発関に代わって、東山道近江国の 関が三関の一つとなる。)



各国はいくつかの()から構成され、さらに各郡はいくつかの()から構成された。国・郡・里を統括する長のことを、それぞれ()・()・()と呼ぶ。(なお、里は715年に()へと名称を改められた)。また、国司のいる役所は()、郡司のいる役所は()と呼ばれた。

国司：京から中央貴族を任期付きで派遣。()年のち()年交代で就任した。
郡司：地方の有力豪族が世襲する終身官。多くはもと()であった人々が就任。
里長(郷長)：里(郷)内の有力者が就任。

□「()」
 ⇒ 大化の改新(646年)から大宝律令制定(701年)までの間の、国の下に置かれた地方行政組織の名称が「郡」「評」であったかが争われた、日本古代史における論争のこと。『日本書紀』ないしは『改新の詔』の信憑性に関わったために大論争となった。藤原宮跡から大量の()が出土したことによって、大宝律令制定以前には()、制定以後は()という名称が使われていたということが明らかにされた。

大宝律令制定

国・評・里 → 国・郡・里

また、特別行政区とされた要地(京、摂津、九州)には、特別な官職として、(左右()、()、())がそれぞれ設置された。特に重要とされたのは、大宰府であり、国防・外交の拠点とされた九州地方を統括し、“()”とも呼ばれた。

○官職制度

律令体制下の官職制度は「()」が採用されており、各役所の上層部は4つの階級()に分けられていた。呼び名はどの役所でも同じであるが、役所によって使われていた漢字が異なる。

	長官	次官	判官	主典
省		大少輔	大少丞	大少録
国			大少掾	大少目
郡	大領	少領	主政	主帳
大宰府		大少式	大少監	大少典



[律令体制下の諸制度]

○交通および通信制度

- ・ () : 七道それぞれに引かれた、京と国府(国衙)をつなぐ道のこと。中央と地方とを結ぶ、緊急情報伝達網として使用された。30里(約16km)ごとに () が置かれ、駅鈴を交付された使者が馬を乗り継いで情報を伝達した (=)。
- ・ () : 駅路から離れて網目状に発達した、国府(国衙)や郡家を結ぶ道のこと。郡家ごとに () と呼ばれた官馬が常備され (=)、京から派遣された中央貴族の国司就任の際や、国司が国の統治を行う際などといった、急を要さない場合に利用された。

中央と地方を結ぶこれら2種の道を基盤とする情報伝達システムや交通網を整備することによって中央集権を機能させようとした。

○身分制度

律令体制下において、人々の身分は大きく2つに大別された。()と()である。貴族から一般農民までの大部分が前者に含まれ、後者は残りの奴隸身分の人々のことを指す。

良民：貴族、官人、公民(一般農民)など
賤民：() () () / () ()
5つまとめて“ ”と呼ばれる。
前者3つが政府所有、後者2つが特別な民間の有力者所有の奴隸

○教育制度

- ・ () 京に置かれた、() の子弟を対象に教育が行われた機関
- ・ () : 地方に置かれた、() の子弟を対象に教育が行われた機関

[解答例]

国府において地方行政を担った国司は、京から一定の任期付きで派遣された中央貴族が就任した。国司の下、郡家において実務を担当した郡司は、旧国造などの地方有力豪族が就任し、任期のない終身官かつ世襲された。 (99文字)



問. 律令体制下における国司と郡司の違いについて、100文字以内で述べよ



律令国家の機構と諸制度(1)

[ヤマト政権と律令国家の違い]

(701)年、(文武)天皇の時代に大宝律令が施行されたことで、日本は律令を国家統治の基本法典とする「律令国家」へと成長した。公地公民制に基づいた中央集権的な体制の確立に伴い、政府の在り方や人民統治の方法にも変化が起こる。

〈 ヤマト政権 〉	〈 律令国家 〉
<ul style="list-style-type: none"> ・(大王)を中心とした、畿内有力豪族の連合政権 ↳ 畿内有力豪族によって共立された盟主 ・“私地私民制” & 地方分権 ・(豪族)：政治的・経済的に自立した基盤を持つ 世襲制 私有地 私有民 ・天皇が政治を行う場である(宮)が成立 ・(国造)：地方の有力豪族が就任した 	<ul style="list-style-type: none"> ・(天皇)を中心とした中央集権国家 ↳ 専制君主で絶対的な権力を持つ ・“公地公民制” & 中央集権 ・(貴族)：政治的・経済的に国家に依存 位階制による公地公民制により 貴族の官人化 土地と人民を失う ・宮の近くに、人々の住む(京)が成立 ・(郡司)：地方の有力豪族が就任した

[律令法典整備の変遷]

668?	(天智)朝	「近江令」：日本初の令か？
(689)	(持統)朝	「飛鳥浄御原令」：(天武)天皇が編纂を開始。
(701)	(文武)朝	「大宝律令」：日本初の律令。「律令国家」が完成。 編者は(刑部親王)と(藤原不比等)
(718)	(元正)朝	「養老律令」：大宝律令を一部修正・改正した律令。 編者は(藤原不比等)。 施行は(757)年(藤原仲麻呂)政権

律令法典は以上のように、順に整備が行われた。中央集権的な律令国家を支える制度を規定したのが「律」「令」「格」「式」である。(飛鳥時代③『壬申の乱と中央集権国家の成立』に同じ)

律：刑法 令：行政法,民法などを含む一般法
格：律,令の追加法 式：律,令,格の施行細則

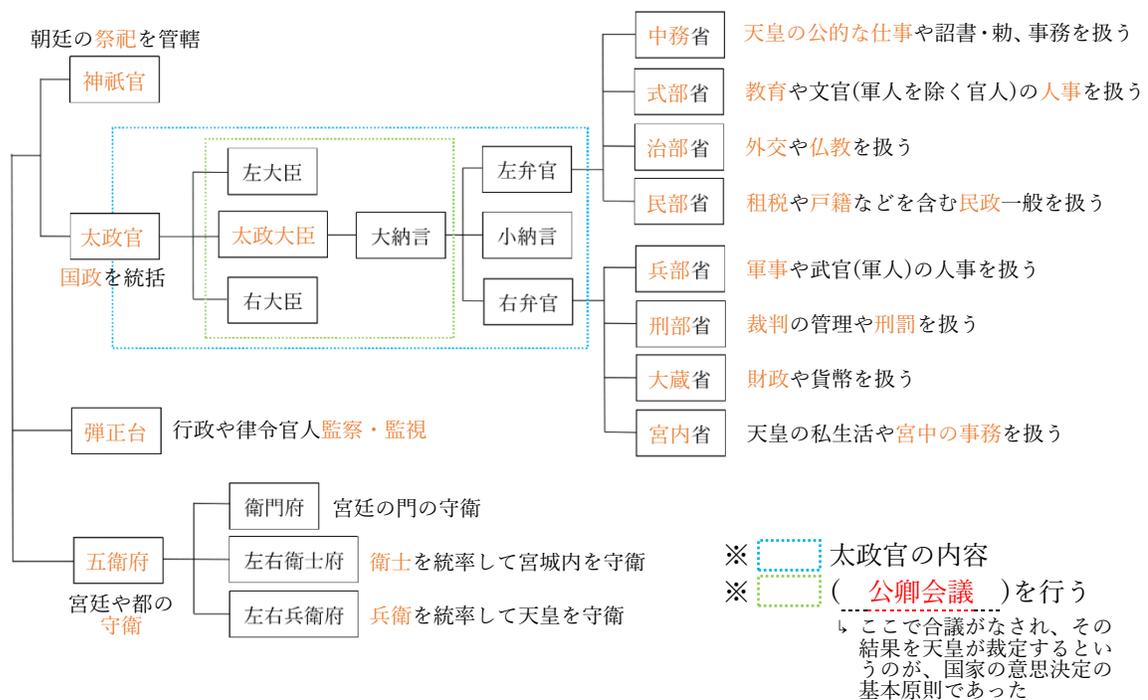
刑法である「律」では、儒教の教えに反する行為をあげて、各々に対する刑罰を定めており、これを総称して“五刑”と表現する。また、天皇・国家・尊属に対する重罪は“八虐”とよばれ、誰であっても減刑されることはなかった。





[律令体制下の政治機構]

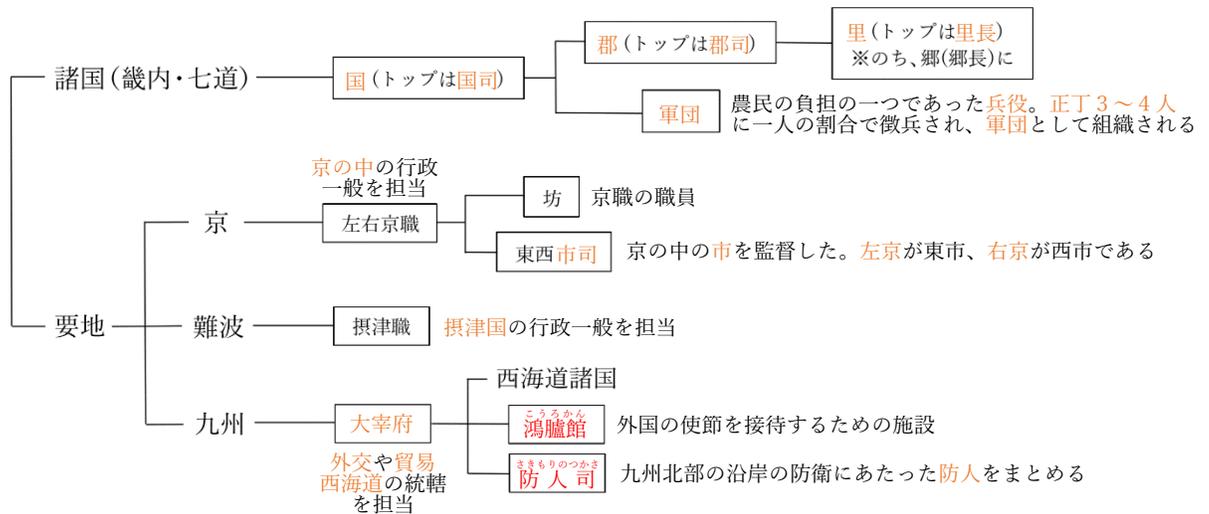
○中央の官制“二官八省一台五衛府“



律令体制下における中央官制は、俗に「二官八省一台五衛府」とよばれる。(神祇官) と (太政官) が二官を構成しており、それぞれ神事と国政を扱っている。並列されてはいるが、内容的には後者の方が圧倒的に強い権限を持っている。太政官の中で一番地位が高いのは (太政大臣) であるが、この地位は “ 眞蹟の官 “ と呼ばれ、適任者がいなければ欠員してよいという規定があった。常置のトップは (左・右) 大臣であり、次に (左・右) 大臣、大納言、さらに事務局である小納言・左弁官・右弁官が続く。左弁官・右弁官は各々4つの省を統括しており、それぞれの省ごとに異なった役割を担った。さらに行政や官吏の監察を行う (弾正台) に加え、宮廷や都を守る (五衛府) が設置された。



○地方の官制



畿内：(^{やまとの}大和国)、(^{せつつの}摂津国)、(^{かわちの}河内国)、(^{いずみの}和泉国)、(^{やましろの}山背国 [のち ^{やましろの}山城国に])

七道：(^{とうざん}東山道)、(^{とうかい}東海道)、(^{ほくりく}北陸道)、(^{さんいん}山陰道)、(^{さんやう}山陽道)、(^{なんかい}南海道)、(^{せいかい}西海道)

三関：^{とうざん}東山道美濃国 (^{ふわの}不破関)、^{とうかい}東海道伊勢国 (^{すずかの}鈴鹿関)、^{ほくりく}北陸道越前国 (^{あらしの}愛発関)

地方行政の基本的な区画は（国）であり、各国は“畿内・七道“ のどこかに属す。畿内は都を中心とした特別行政区であり、上に述べたように5か国から構成されることから“五畿“と表現されることもある。七道は畿内を除いた地方行政区画のことである。畿内から放射状に延びた7つの官道の名前であるとともに、その周辺の地域のことも指している。（西海道）に関しては中央ではなく（大宰府）が管轄していた。中国や朝鮮と外交を行う重要な場であった大宰府と京を繋いでいた（山陽道）が、七道の中で一番重要視されていたと考えられている。



なお、政変の際に京から東国へ逃げ出そうとする人物を捕らえるなどといった目的で、東山道・東海道・北陸道には関所が設けられ、“三関”と総称された。（のちに、愛発関に代わって、東山道近江国の ^{おうさかの}逢坂関が三関の一つとなる。）



各国はいくつかの（郡）から構成され、さらに各郡はいくつかの（里）から構成された。国・郡・里を統括する長のことを、それぞれ（国司）・（郡司）・（里長）と呼ぶ。（なお、里は715年に郷へと名称を改められた）。また、国司のいる役所は（国府(国衙)）、郡司のいる役所は（郡家(郡衙)）と呼ばれた。

国司：京から中央貴族を任期付きで派遣。（6）年のち（4）年交代で就任した。
 郡司：地方の有力豪族が世襲する終身官。多くはもと（国造）であった人々が就任。
 里長(郷長)：里(郷)内の有力者が就任。

□ 「郡評論争」

⇒ 大化の改新(646年)から大宝律令制定(701年)までの間の、国の下に置かれた地方行政組織の名称が「郡」「評」であったかが争われた、日本古代史における論争のこと。『日本書紀』ないしは『改新の詔』の信憑性に関わったために大論争となった。藤原宮跡から大量の（木簡）が出土したことによって、大宝律令制定以前には（評）、制定以後は（郡）という名称が使われていたということが明らかにされた。



また、特別行政区とされた要地（京、摂津、九州）には、特別な官職として、（左右京職）、（摂津職）、（大宰府）がそれぞれ設置された。特に重要とされたのは、大宰府であり、国防・外交の拠点とされた九州地方を統括し、“遠の朝廷”とも呼ばれた。

○官職制度

律令体制下の官職制度は「四等官制」が採用されており、各役所の上層部は4つの階級（長官 — 次官 — 判官 — 主典）に分けられていた。呼び名はどの役所でも同じであるが、役所によって使われていた漢字が異なる。

	長官	次官	判官	主典
省	卿	大少輔	大少丞	大少録
国	守	介	大少掾	大少目
郡	大領	少領	主政	主帳
大宰府	帥	大少式	大少監	大少典



[律令体制下の諸制度]

○交通および通信制度

- ・ (駅路) : 七道それぞれに引かれた、京と国府(国衙)をつなぐ道のこと。中央と地方とを結ぶ、緊急情報伝達網として使用された。30里(約16km)ごとに (駅家) が置かれ、駅鈴を交付された使者が馬を乗り継いで情報を伝達した (= 駅制)。
- ・ (伝路) : 駅路から離れて網目状に発達した、国府(国衙)や郡家を結ぶ道のこと。郡家ごとに (伝馬) と呼ばれた官馬が常備され (= 伝馬制)、京から派遣された中央貴族の国司就任の際や、国司が国の統治を行う際などといった、急を要さない場合に利用された。

中央と地方を結ぶこれら2種の道を基盤とする情報伝達システムや交通網を整備することによって中央集権を機能させようとした。

○身分制度

律令体制下において、人々の身分は大きく2つに大別された。(良民) と (賤民) である。貴族から一般農民までの大部分が前者に含まれ、後者は残りの奴隷身分の人々のことを指す。

良民：貴族、官人、公民(一般農民)など
賤民：(陵戸) (官戸) (公奴婢) / (家人) (私奴婢)
5つまとめて“ 五色の賤 ” と呼ばれる。
前者3つが政府所有、後者2つが特別な民間の有力者所有の奴隷

○教育制度

- ・ (大学) : 京に置かれた、(貴族) の子弟を対象に教育が行われた機関
- ・ (国学) : 地方に置かれた、(郡司) の子弟を対象に教育が行われた機関

[解答例]

国府において地方行政を担った国司は、京から一定の任期付きで派遣された中央貴族が就任した。国司の下、郡家において実務を担当した郡司は、旧国造などの地方有力豪族が就任し、任期のない終身官かつ世襲された。(99文字)



問. 律令体制下における国司と郡司の違いについて、100文字以内で述べよ

